

所得税および復興特別所得税の 予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間 令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

予定納税とは	納税する額
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。	予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

予定納税額の減額申請
<p>廃業、休業または業況不振などの理由により、令和3年10月31日（日）の現況による令和3年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。</p> <p>第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和3年11月15日（月）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載したうえ、所轄税務署に提出してください。</p> <p>なお税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。</p> <p>※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。</p>

振替納税を 利用している方	その他の方
<p>納期の最終日（令和3年11月30日（火））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。</p>	<p>納期の最終日までに以下のいずれかの方法で納付手続きを行ってください。詳しくは国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm）をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクト納付 ・インターネットバンキング等 ・クレジットカード納付 ・コンビニ納付（バーコード） ・コンビニ納付（QRコード） ・金融機関または所轄の税務署窓口で納付 <p>※クレジットカード納付は決済手数料がかかります。 ※コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。</p>

※納付には、便利な振替納税をご利用ください。また、令和3年1月から「振替依頼書」がオンラインにより提出できるようになりました。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/online.htm>）をご覧ください。

問合せ先
十勝池田税務署
☎572・2171

個人住民税の特別徴収の指定についてのお知らせです

事業主（給与支払者）の皆さまへ

北海道十勝総合振興局と管内の市町村では平成28年度から個人住民税の特別徴収未実施の事業主（給与支払者）の皆さまに、順次、個人住民税の特別徴収義務者の指定を実施しています。

問合せ先
住民課住民税係
☎574・2213

個人住民税の特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、給与所得者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税（市町村住民税+道民税）を徴収（天引き）し、従業員がお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、原則として所得税を源泉徴収している事業主は特別徴収義務者として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

事業主の皆さまは個人住民税の税額を計算する手間はかかりません

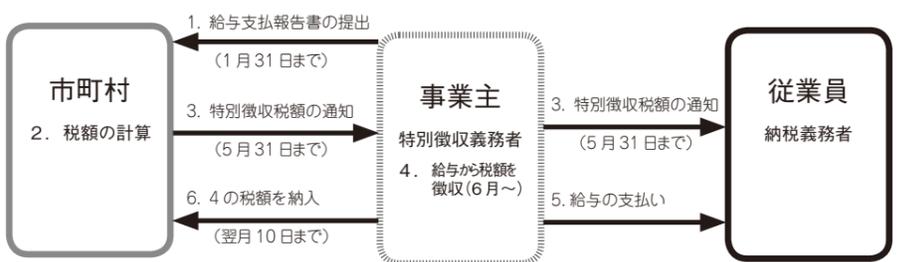
個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。市町村が給与支払報告書等に基づき税額計算を行い、各給与支払者へ住民税を通知しますので、給与支払の際にその税額を特別徴収（天引き）し、各市町村へ納めていただくこととなります。

従業員の皆さまにとって大変便利な制度です

各従業員の皆さまが、納付のために金融機関や市町村窓口に向かう手間を省くことができるとともに、納め忘れの心配もなくなります。

年12回に分けて徴収（天引き）されるので、年4回（市町村により異なります）納付書により納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

特別徴収の事務のながれ



1. 従業員がお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。（1月31日まで）
2. 市町村が従業員ごとの個人住民税額を計算します。
3. 事業主の皆さまに、特別徴収していただく税額をお知らせします。（5月31日まで）
※所得税の源泉徴収のように税額の計算や年末調整などの手間はかかりません。
4. 6月以降、毎月の給与の支払の際に、税額を徴収（天引き）していただきます。
5. 税額の徴収（天引き）後、通常通り従業員の皆さまに給与の支払いをしていただきます。
6. 徴収（天引き）した税額は、翌月10日までに市町村へ納入していただきます。
納入（払込）先は、各市町村の指定する金融機関等へ。
※従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

個人住民税の特別徴収に関するQ&Aについては、豊頃町ホームページをご確認ください。

